

大牟田市を襲った豪雨災害

7月6日から記録的な大雨に襲われた九州北部。中でも大牟田市は、観測史上最大の豪雨に見舞われ、家屋の浸水や道路の損壊、崖崩れなど、市内各地で大きな被害が発生しました。復旧・復興に向けてさまざまな支援活動が動き始めたばかりですが、現時点での状況をお伝えします。



①短時間で道路が冠水し、多くの車が動けない状態に（国道 208 号線 旭町） ②崖崩れで流れた土砂が道路を寸断（県道 5 号線 八角目峠） ③大量の山水が何本もの杉の木と民家を飲み込み、大きな爪痕が残った三池山登山口付近 ④土砂を含んで濁った水が流れ込んだ白銀川調整池公園 ⑤広範囲に浸水被害が出たみなと校区（国道 389 号線 三川町）

観測史上最高の記録だった雨量

7月6日(月)

- 1 時間 99.0 mm
15 時～ 16 時（観測所：田隈）
- 24 時間 448.0 mm
（観測所：歴木中学校）

被災された方の支援に全力を

7月6日からの記録的な豪雨により、本市において大規模な被害が発生しました。今回の災害でお亡くなりになられたお二人の方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

また、災害発生時からこれまで、救助や支援などさまざまな場面で、市民や事業者の皆様をはじめ、自衛隊や警察、国・県・他市町村自治体など、多くの関係者・関係機関の皆様、ボランティアの皆様にご協力いただいております。改めて御礼を申し上げます。

本市では、被災された皆様がいずれも早く生活を再建できるよう、全力で取り組んでまいります。

大牟田市長 関 好孝



総動員で続けられる支援活動

各大臣をはじめ、小川福岡県知事や議員団など多くの方が現地視察に訪れています。また、自衛隊や警察、国・県・他市町村などから多くの職員の皆さんが派遣され、災害対応に従事していただいています。



①冠水で孤立状態となり、ボートで救助されたみなと小学校児童
②災害対策本部に滞在した自衛隊の久留米駐屯地・小郡駐屯地と国土交通省
③地域住民の救出活動をされた福岡県警
④浸水した地域の安否確認を行う大牟田市消防本部
⑤視察に訪れた赤羽国土交通大臣と小川福岡県知事
⑥関市長から被災地の説明を受ける武田防災担当大臣
⑦さまざまな部署で従事する他市町村の自治体職員

子どもたちも元気にがんばっています

平日の日中を襲った豪雨により、帰宅できなくなった多くの児童生徒が学校で不安な夜を過ごしましたが、先生や家族の支えにより、全員が無事に帰宅することができました。7月13日からすべての学校が再開し、子どもたちは元気に通学しています。



「先生たちの声掛けのおかげで安心でした」 みなと小学校



「おかあさんと先生と一緒にいたので、こわくなかったです」 天領小学校

ボランティアも始まっています



①子どもたちも物資を届けてくれました
②たくさんの善意で集まった物資を仕分けするボランティアの皆さん
③災害ボランティアセンターから派遣された皆さんが、各地で作業をはじめています

各制度にはさまざまな条件があるため、事前に問い合わせるか、ホームページで確認してください。
また、**その他の制度を利用できる場合がありますので**、コールセンターに問い合わせてください。



ホームページ

住宅に運ばれた土石、竹木等の除去

●住宅に運ばれた土石、竹木等の除去

災害救助法に基づき、住宅に運ばれた土石、竹木等の除去を支援します（事業者に依頼する前に必ず相談を）。

問 土木管理課 ☎41-2788 ☎41-2795

税の減免や猶予など

●市県民税の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、市県民税の一部を減免します。

問 税務課 市民税担当 ☎41-2608 ☎41-2552

●固定資産税・都市計画税の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

問 税務課 固定資産税担当 ☎41-2609 ☎41-2552

●国民健康保険（国保）税および医療費の自己負担の減免

●後期高齢者医療（後期医療）保険料および医療費の自己負担の減免

「り災証明書」等にもとづき、国保税や後期医療保険料の一部および医療費の自己負担分の一部を減免します。

問 国保税…保険年金課 国保担当 ☎41-2606

☎41-2552 / 後期医療…保険年金課

後期医療担当 ☎41-2665 ☎41-2552

●国民年金保険料の免除

「り災証明書」等にもとづき、国民年金保険料が免除されます。

問 保険年金課 国民年金担当 ☎41-2607 ☎41-2552

大牟田年金事務所 ☎52-5294 ☎51-6849

●市税の納税の猶予

災害により市税を一時に納付することができない場合、一定期間、徴収を猶予します。

問 納税課 ☎41-2600 ☎41-2621

●介護保険料および介護利用者負担の減免

「り災証明書」等にもとづき、介護保険料および介護サービス利用者負担の一部を減免します。

問 福祉課 介護保険担当 ☎41-2683 ☎41-2662

就学支援

●就学援助

被災された児童生徒の保護者等に対して、公立小中学校の就学に必要な学校給食費や学用品費などの援助を行います。

問 教育委員会事務局 学務課 ☎41-2866 ☎41-2862

ごみ・消毒・公共料金など

●災害ごみの処理

災害ごみについては問い合わせてください。

問 環境業務課 ☎41-2723 ☎41-2733

●家屋の消毒

浸水家屋の床下や家屋周りを中心に、消毒液を散布します。

問 保健衛生課 ☎41-2669 ☎41-2675

●水道料金・下水道使用料の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき（減免の申請は不要）。

問 企業局お客様センター ☎41-2841 ☎41-2848

●し尿処理手数料の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき（減免の申請は不要）。これ以外の人についても、別途減免措置を実施します。

問 環境業務課 ☎41-2720 ☎41-2733

事業者の皆様へ

●中小企業等復旧支援事業費補助

豪雨災害によって被害を受けた中小企業等を対象に、復旧に要した経費の一部助成を予定しています。制度の詳細は、確定次第『広報おおむた』等で周知いたします。

被害の状況が確認できる写真や復旧の際に発生した書類（契約書や領収書など）は、申請時に必要となりますので保管をお願いします。

●新型コロナ関連事業者支援金の申請受付期間延長

「感染拡大防止協力事業者支援金」「飲食店等家賃支援金」の申請受付期間を8月31日まで延長します。

問 問合せ 産業振興課 ☎41-2724 ☎41-2751

被災された皆様への支援制度

災害相談窓口を開設しています

「り災証明書」「被災証明書」の申請受付や被災に関する見舞金、市税の減免などの支援制度を案内しています。

- 開設日 7月15日(水)～ ※当分の間は、土・日、祝日も開設します
- 時間 午前9時～午後6時
- 場所 大牟田市企業局講習室（企業局3階）

※相談内容によっては、担当課の職員が対応する場合があります。また、内容によっては別途書類が必要になる場合もあります。

※土・日、祝日も開設しますが、休日等は支援制度の案内と「り災証明書・被災証明書」の申請に限ります。

電話での問い合わせは、**コールセンター**へ ☎41-2558
※聴覚に障害のある人についてはこちらまで。→ ♿ 41-2664

- 事業者に対する支援・相談は、産業振興課（☎ 41-2762 ♿ 41-2751）へ
- 農業・林業・漁業に対する支援・相談は、農林水産課（☎ 41-2754 ♿ 41-2756）へ

証明書

り災証明書、被災証明書は、支援制度の申請や税の減免、保険金請求時などに必要な場合があります。

● り災証明書

災害によって生じた家屋被害の程度を証明するもの。

問 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 ♿ 41-2664

● 被災証明書

災害による被災の事実を証明するもの。写真等で確認できる場合、即日発行ができます。

● 問合せ

- ・住宅および家屋以外の工作物等… 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 ♿ 41-2664
- ・店舗・事業所等… 産業振興課 ☎41-2762 ♿ 41-2751
- ・農林水産業用施設… 農林水産課 ☎41-2754 ♿ 41-2756

● 証明書の交付手数料の免除

災害による援助などを受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【住民票、印鑑登録証明書など】

問 市民課 ☎41-2602 ♿ 41-2552

【所得課税証明書、納税に関する証明など】

問 税務課 ☎41-2471 ♿ 41-2552

見舞金など

● 災害見舞金（大牟田市／福岡県）

災害により家屋の全壊・半壊、床上浸水の被害を受けたとき、市・県がそれぞれ見舞金を支給します。

問 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 ♿ 41-2664

● 暮らし支援金（大牟田市独自支援）

災害見舞金を支給された世帯に支給します。

問 市民生活課 暮らし支援金担当 ☎41-2651 ♿ 41-2621

● 生活移動手段支援金（大牟田市独自支援）

災害により自動車を廃車した方に支援金を支給します（1人1台5万円限り）。

問 市民生活課 暮らし支援金担当 ☎41-2651 ♿ 41-2621

住まい

いずれも、問 建築住宅課 ☎41-2787 ♿ 41-2795

● 市営・県営住宅、民間住宅の一時入居

入居可能な市営住宅や県営住宅、民間の住宅を提供します。

● 住宅の応急修理（大牟田市独自で上乗せ支援）

災害救助法に基づき、住宅の応急修理を支援します。さらに、市独自の上乗せ支援があります（修理業者に依頼する前に必ず相談を）。